

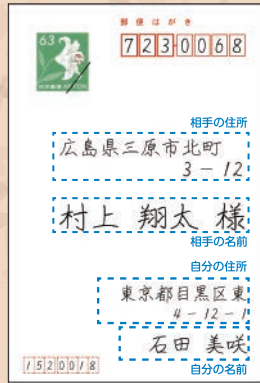
お手紙まめ知識

はがきや手紙は、それぞれの縦書きや横書きによりあて名の書き方が異なります。必要に応じて使い分けましょう。長期休暇などで先生同士で送る場合には、「様」の代わりに「先生」を使います。「先生様」と重ねて使わないように注意しましょう。

はがき/縦書きの場合



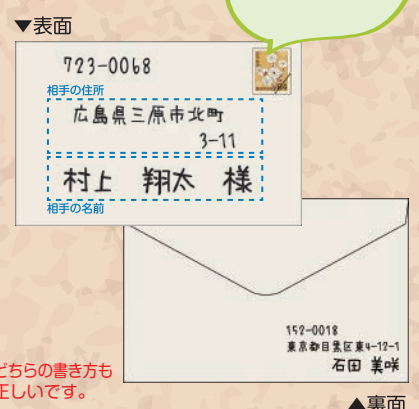
はがき/横書きの場合



手紙(封筒)/縦書きの場合



手紙(封筒)横書きの場合



※84円切手を貼って出す場合は、重さ25g・厚さ1cmまでとなります。
 ※定形郵便物の最小の大きさは14cm×9cm、最大の大きさは23.5cm×12cmです。
 ※郵便料金は2022年4月現在のものです。

「速達」とは…?



追加料金を支払うことで、通常の郵便物よりも優先して配達してくれる「速達」というサービスがあります。郵便局の窓口で料金や配達日数を確認してみましょう。

「速達」のサービスを利用して、届くまでの時間が短縮されたとしても、締切日に間に合わないこともあります。期日に余裕をもって郵便物を出しましょう。

なお、郵便物が縦長ならば郵便番号欄よりも上に、横長ならば郵便番号欄よりも右に、赤い線を記すか、「**速達**」のように記すと、その郵便物が速達郵便であることを表します。「**速達**」のスタンプは市販されています。

料金 250gまで+260円/1kgまで+350円/4kgまで+600円(基本料金に加算)

「書留」とは…?



現金や金券類といった貴重品や重要書類を郵送する場合には、「書留」にする必要があります。郵便物が「書留」扱いになると、引き受けから配達までの送達過程が記録されます。また、破損したり届かなかったりした場合には、差し出しの際お申し出のあった損害要償額の範囲内で実損額が差出人に対して賠償されます。郵便局の窓口で料金やサービスについて確認してみましょう。

「書留」のサービスには3種類あります。現金ではない高額な貴重品を送れる「一般書留」、賠償額の上限が5万円である「簡易書留」、現金を送る場合に用いられる「現金書留」の3つです。

なお、「現金書留」には専用の封筒があり、郵便局で購入することができます。

「親展」とは…?



「親展」には、あて名となっている本人に、自分で封を切って郵便物を読んでほしいという意味があります。「親展」扱いになるものの多くは、あて名本人のプライバシーに関わる書類や、査定や評価を行う際の資料です。

封筒の左下に「親展」のスタンプを押すと、その郵便物が親展郵便であることを表します。「親展」のスタンプは市販されています。

「風景印」とは…?

その土地の名所や風景などを描いた消印を「風景印」といい、関係地の郵便局で使用されます。また、各都道府県の郵便局のみで販売される、名産品などをかたどったポストカードの「ご当地フォルムカード」や、日本全国各郵便局名の入った昔懐かしいポスト型はがきなど、旅先だからこそ楽しめるサービスやグッズもあります。



※風景印の画像は、すべて令和2年のものです。

「必着」・「当日消印有効」とは…?

「必着」と書かれているものは、締切日までに届かねばなりません。一方、「当日消印有効」と書かれているものは、締切日の消印が郵便に押してあれば受け付けてくれます。

時間帯によっては、ポストに差し出しても消印が翌日の日付になることがあるので、ポストに表示してある取集時刻を確認しましょう。締切日当日には、大きな郵便局の「ゆうゆう窓口(時間外窓口)」に持っていくのが確実です。